

第8回「観光地域づくり法人の機能強化に関する有識者会議」

議事録

日 時 : 令和7年6月2日(月)10:00～12:00

場 所 : 中央合同庁舎2号館 12階 国際会議室

有識者 : 矢ヶ崎委員(座長)、池上委員、梅川委員、大社委員、原委員、府川委員、山田桂一郎委員、山田拓委員

■ 開会

◇ 観光庁長崎観光地域振興部長から挨拶

■ 説明

◇ 観光庁安部観光地域振興部観光地域振興課長から説明(資料1～4)

■ 審議・意見聴取

◆【資料3】令和7年度先駆的DMOの支援に向けて

◇ P.5「実証において支援するマネジメントに係る取組案」

- 支援対象に細かな取組が3項目に分けて記載されているが、これらの取組がDMOに求められるマネジメントと理解される懸念があり、その場合、非常に限定的なものと捉えられてしまうのではないかと。観光庁の施策に含まれる取組だけでなく、国交省の都市局や、文化庁等、様々な省庁の所管範囲との連携も重要になると想定する。
 - ・ 例えば、P.6の「観光庁の他事業の活用」の記載を「観光庁等の」とする等、対象を幅広く示す記載をしても良いかと思う。
 - 他の省庁については、連携を検討してもらえるよう努力したい。[観光庁]
- DMOのマネジメントの中には、観光により恩恵を受ける若しくは、受けるべきビジネスを実施している地域の事業者等の関係者に対し、恩恵となる経済的効果のある取組の実施及び、この関係者達との信頼関係の構築といった、ステークホルダーマネジメントを加えてももらえると良いと感じた。
- 「地域住民の理解を醸成するため取組」の一つにある「事業者等の給与を上昇させる取組」が非常に重要だと考える。
 - ・ 日本では、統計を見る限り、14程度に分けられる産業セクター別に給与額を比較すると、宿泊飲食業が最も低い。更に、男女の性別で分けると女性の給与額が圧倒的に低い。非正規雇用者約2,000万人のうち女性が7割を占め、宿泊飲食業が特に多いことが起因していると考え。
- 地域住民の理解を得るため、米国では観光推進のミッション、使命を地域住民の生活の

質の向上としており、この点が重要である。

- ・ 観光推進の使命を、観光産業の経済拡大や、雇用拡大とするとオーバーツーリズムに火が付くことになる。米国では、観光を地域住民の生活の質を向上する手段としている。
- ・ DMO にとっては、このように大きなビジョンが明確になっている方が取組を進めやすいものとする。
- ・ 「住民の理解促進」の記載もあるが、DMO が何のために観光の取組を実施しているかを可能な限り全面に出し、常に地域住民に表明することが重要であり、この点を強調したい。
- 「宿泊税等特定財源を新たな財源として確保しようとする取組」については、つまりは観光マネジメントに係る費用を地域住民に負担させるのではなく、内製化することだと考える。
 - ・ 観光マネジメントに係る費用を地域住民に負担させない形とするには、宿泊税の導入等、中央政府に徴収されず、地域行政が徴収でき、これを地域において回せる仕組みが必要となる。
 - ・ 観光マネジメントの費用を地域住民が負担する形では、過剰観光の問題につながり易くなる。過剰観光の問題は、欧州で多く発生している一方、観光による外貨を3倍程度獲得する米国では一切発生していない。
 - ・ フロリダ州では、人口約2,300万に対し観光客が年間1億4,000万人来訪しているが全く過剰観光は発生していない。その理由は、地域住民の生活の質の向上のために観光振興の取組を実施することを明確にしているためである。日本でも、DMOのミッションをはっきりさせることで、地域住民の理解を醸成するための取組が活きてくるように感じる。

◇ P.7「先駆的 DMO の実証事業における追加的な調査について」

- 新たな先駆的 DMO の選定は、追加的な調査と並行して実施されることから、選定の評価にこの調査結果は反映されず、また先駆的 DMO の選定結果により調査対象が変わるという理解で良いか。

➤ ご認識の通りである。[観光庁]

◇ P.7「先駆的 DMO の実証事業における追加的な調査について」

- DMC とは、デスティネーションマネジメントカンパニーを示すことを前提とすると、ランドオペレーターのように旅行の企画手配、運営を実施する組織と捉えられるが、DMO としては、ランドオペレーターとして利益を得るのではなく、事業者間だけでは地域のネットワークが無く手配が困難な旅行やサービスを、DMO が構築している地域のネットワークを生かし、媒介者として機能することで地域ビジネスとして受取り、地域における市場ニーズを実現するような役割を担っていくことも必要と考える。
- ・ DMO における DMC 機能とは、デスティネーションマネジメントカンパニーとして収益を確保するのではなく、デスティネーションマーケティング、マネジメントキャパビリティといった形で事

業者の手助けすることであるべきであり、DMO がこのような機能を持つことも大切である。

- ・ 例えば、単価の高いサイクリングツアーの需要が地域に入ったケースで、宿泊を希望する旅館では宿泊者全員の高価なロードバイクの保管場所が確保できない、地域内で保管場所を確保可能な希望する宿泊先が無いとなった場合、このままでは、この地域では需要を取り逃してしまう可能性がある。この時、DMO が間に入り、地域の体育館を特別に保管場所に借りる手配をして需要を取り込んだ実例もある。

- 観光協会が法人格を持ち DMO となっているケースの中には、組織の中で観光協会の仕事をする部門と、DMO の仕事をする部門を分け、それぞれ別々に仕事を実施しているケースもあり、指摘されているような問題ばかりではないと思う。観光協会が DMO になったということだけで評価すべき事項ではなく、各 DMO の組織形態等を踏まえて、個別に考えることとを感じる。

◇ P.11 「有識者による 2 次審査の点数配分（案）」

- 2 次審査の採点では、評価項目ごとに最低限の基準を設け、例えば観光地マネジメントの要素が含まれていれば A、含まれていなければ B 等の評価はせず、記載内容全体の合計点で評価するという考え方で良いか。
 - 現時点で考えていなかったが、必要であれば考えることもあると思っている。[観光庁]
- ・ 評価方法を検討する際、初めに最低基準を設けた評価を実施するか否かを検討、議論することが多いため確認したが、今回は合計点の評価でも良いと思う。

◇ P.13「令和 7 年先駆的 DMO 第一次審査結果」

- 令和 7 年度先駆的 DMO の選定については、観光庁にて実施した一次審査により 12 法人が通過しており、今後、二次審査を例年以上に丁寧なプロセスで実施する方針と聞いている。観光庁から、各有識者委員へ審査の意思確認があるため、委員の皆様はそれぞれ検討いただきたい。

◇ 全般

- 観光庁は、観光立国推進基本計画に従い、その目標達成に向けた手段の一つとして DMO をどう考えるかという立場と想定する。その考え方としては大きく 2 つあり、1 つは DMO に自立は求めず全て観光庁がコントロールする、もう 1 つは DMO が自ら財源を確保し運営する自立を求めるものである。観光庁として、どちらの方針で進めていくのか明確に示すことは難しいというが、明確に示されなければ DMO の現場は対応に困るのではないか。
 - ・ 1 つ目の DMO に自立を求めず全て観光庁がコントロールするというものは、観光庁が DMO に運営に必要な費用を補助金等で提供し、観光庁が求める結果を出してもらうというもので、国としての計画、政策方針としてある 1 つの形である。
 - ・ 一方で、日本の中には様々な法人制度がある中、法人の経営方針について国が有識者会議を設け検討、指示することがあるとは思えず、DMO という法人に対して実施していることに違和感がある。社会福祉法人等は補助金等の行政からの収入が財源の多

くを占めることから国等の行政から経営方針が示されることは理解できる。

- ・ DMO については、ガバナンスが効く組織を構築した上で、経営はそれぞれ自由に実施し、上手くできれば財源が増加し地域からの支援も得られる、上手くできなければ衰退し市場から消滅するという形が良いのではないかと。国、観光庁が DMO に経営を指導し DMO が従うという構造が正しいとは思えない。
- 自身が DMO の現場の方から話を聞いている中でも、観光庁の方針が把握しきれず混乱しているように感じる。観光庁として方針を適宜伝えられていると思うが、DMO や地域の一部の方は把握できていても、把握できていない方がいる中では地域は上手く進められないことになる。何度も伝える必要があると感じる。
 - DMO には、自立的に活動し地域の稼ぐ力を高めてもらいたい。一方で登録 DMO については、観光立国推進基本計画の目標達成や、政府の観光に対する政策方針を反映した取組を実施して欲しい。そのため、先日改正した DMO の登録制度に関するガイドラインでは、登録 DMO として対応していただきたい事項を示した。観光庁が DMO に対し、手取り足取り指導をするつもりは全くないが、一方で、登録 DMO としての対応において、必要な支援は実施していきたい。[観光庁]
- ・ DMO の現場では混乱しているといった話も良く聞いており、観光庁の方針を明確に伝えた方が良く考える。観光庁としては DMO に対し指導をしているつもりは全くないと。の事だが、DMO の現場ではそのようには全く捉えられていない。
- DMO が果たすべき役割について、DMO に観光庁の方針を伝えるにあたり、地域への貢献、受益の裨益等全 DMO 共通の事項がある一方、財源確保のあり方等地域の文脈（状況）により異なる事項があることは整理しておくべきである。地域の文脈により異なる事項は、DMO 単体であり方等が決まるものではなく、行政との関係や観光地の性質等によるものであり方は様々な幅があることを許容し、すべてが実施すべき「Must Do」のチェックポイントで対応されるものではない事も明確に伝えるべきである。
 - ・ 先日改正された DMO 登録制度に関するガイドラインにおいて登録 DMO に求められている要件は、DMO にとって非常にハードルが高いと思う。また、ガイドラインを見る限り、記載事項全てにその通り対応する必要があると捉えてしまうと思う。そうではないならば、違うことを明確に伝えて欲しい。
- 登録 DMO となる要件は手段の話であり、最も重要な事項は DMO がいかに成果を出すか、成果を出しているかを評価することである。成果が出ていると評価されれば、再度、公的な費用を投入しても良いという判断、承認を実施する、これが、ガバナンスが効いている組織である。DMO にこの体制が構築されていれば、それぞれが自由に経営を実施していく形で良いと考える。
 - ガイドラインに記載している事項は、登録 DMO となるために対応していただきたい事項であり、DMO が自律的に取組を実施していくことは追加事項になるものと考えている。[観光庁]

- ・ 観光庁の方針はその通りかもしれないが、DMO の現場としては補助金を獲得したい思いから登録 DMO となる必要があり、ガイドラインの記載に誘導され記載の通りに対応しなければならないとなり、結果、経営、運営がコントロールされているような形になっている。
- ・ DMO が登録 DMO となる動機が補助金の獲得等の場合、確かにガイドラインの記載に従い、経営を観光庁の方針にコントロールされる状況に陥り易くなるかもしれない。ただ、ガイドラインに記載されている事項全てに対応しなければ登録 DMO になれないということでないならば、その方針が観光庁から明確に示されると良いと考える。
- 観光庁の DMO に対する方針としては、DMO の自立性をいかに促していくかに軸足があると考えている。ただ、自立性を促すにあたり、今後はマーケティングだけでなくマネジメントにも注力していくことに留意していただきたい旨、先日改正したガイドラインにまとめて記載している。[観光庁]
 - ・ 登録 DMO の対応事項は「箱」として設定した上で、いかに実施するか「How」についてはある程度の許容幅があると考えている。[観光庁]
- 改正したガイドラインに関して、DMO に対する説明が不足しているというご指摘については、今後 DMO の現場に出向くなど説明をしながら理解を得たいと考えている。[観光庁]
 - ・ 登録 DMO となる事で、取組に対する行政の理解を得やすくなった、自治体の補助金等を獲得し易くなったといった声も聞く一方で、行政と DMO が相互に補完的な機能を果たしながら動き上手といった成果を互いにいずれかの手柄にしようとするといった話も聞く。DMO だけでなく、関係が強い、共に動く行政に対してもガイドライン及び、観光庁の方針の理解を深めるべく説明をしていくことが大切であるように感じる。
 - 6 月中に、自治体を対象とした説明会等を開催する予定である。[観光庁]
 - ・ 自治体の他、運輸局に対しても DMO からの相談を受け対応を共に検討できるような仕組み、体制を整えるよう観光庁から働きかけがあっても良いかと思う。
- 審議事項について各有識者委員からの意見は何えたため、今後、観光庁にて意見を踏まえ進め方を更に磨き上げていただきたい。

◆【資料 4】 観光地域づくり法人(DMO)に関する有識者からの意見集約(案)

◇ 議論の進め方について

- この委員会は現場をよくご存じの方、国内外の DMO の在り様をよくご存じの方等も含め、非常に多様な専門分野で活躍されている有識者が集まり多様な意見をいただいているため、完全な意見の一致を得ることは難しい一方、観光庁の行政として出す文章では表せないような事項も含め、いただいた意見を「意見集約」として文章に残しておくことが、非常に意義があるものと考えている。最終化に向け、皆様からのご協力、ご意見をいただきたい。

◇ 文書の位置づけ・目的について

- この文書の位置づけが理解できていない。有識者会議での議論における委員の意見を集

約した文書というが、毎回の会議資料は議論途中のものも含め資料等と共有されており、これらの資料に対し、この文書がどのような位置づけで、公開することにより参照する人に何を伝えたいのか、何を理解して欲しいのか、そのためにどのように使用されるのかを、まずは説明して欲しい。

➤ 過去 7 回有識者会議を開催し、都度、議事録や資料を公開しているが、様々な議論や意見が錯綜しており、現場から、何がどうなっているのかという声が多数あるため、委員の意見をまとめ、DMO はじめ関係者にメッセージとして送るものである。観光庁ウェブサイトの本有識者会議のページの一番下に掲載する形で公開する。DMO の様々な活動の質の向上に寄与することを期待している。[観光庁]

・ 改正したガイドラインは、DMO が観光庁の登録制度における要件を示したものであるが、この文書は、更に上を目指す DMO に参考していただきたい事項をまとめたものになるかと思う。

・ 何かを規定する文書ではなく、ガイドラインを解釈するための背景と、今後の発展を目指す際の参考とする文書という理解で良いか。

➤ ご認識の通りである。[観光庁]

● 位置付けは理解できたが、地域に多くの時間身を置くものとして、観光庁が考えている文書の位置付け、各地へのメッセージの投げ方、観光庁が把握している地域の現状と、実際の地域の現状に大きな乖離があると感じている。例えば、ガイドラインに記載されている DMO の登録要件は、DMO が対応すべき事項と言うが、地域側では非常に厳しいもので対応は困難と言われており、自身も実際にそのように思っている。

・ 例えば、様々な指標の目標値の提示が求められているが、地域、DMO が自らその値を計測し、目標値を設定する仕組みを作ることは難しく、実行不可能と感じる。

・ この文書についても、様々な事項が散在しており、地域側で読み解き理解することは難しい。そもそも、文書を読み解き理解することよりも、本来のデスティネーションマネジメントに時間を費やすことを実施すべきと考える。

・ 本気で取組を実施しようとしている DMO は、登録 DMO とならず好きに取組を進めてくださいという方針ならばこのままでも良いが、地域に理解してもらう必要がある文書ならば、情報、分かり易く整理しなければ理解されない。

● 地域側では、改正されたガイドラインで求められている事項を最低限のレベルと見ている人はあまりおらず、多くの人は非常にハードルが高いと感じられているように思う。そのため、この文書の初めの「最低限必要とされる事項」という記載には違和感がある。我々有識者のメッセージも含めた文書であるならば、この記載は見直し、表現を工夫した方が良いと思う。

・ DMO や地域へのメッセージのような事項にあたる記載は、DMO、地域に対し主体的な検討、議論を促進、動機付けする内容となっているように感じる。委員からのあるべき、望ましい形等の意見を踏まえ、DMO、地域として検討が進められるのではないかと思う。

◇ 背景・目的、記載順序等の構成について

- 文書に記載されている項目の順序がこの通りで良いのか疑問がある。国が目指す地方創生、観光立国の実現に向け、各地域の自然、文化等の貴重な観光資源を活用し、効果的な取組を推進していくといった大前提があるはずだが文書には記載が無く、唐突に主義手法論が記載されており、何のためにという目的が弱く感じる。
- ・ この文書の位置付けが、ガイドラインに記載できていない事項を補足するもので、ガイドラインを読んだうえで参照する前提で、ガイドラインに何のためにという目的が記載されているならば、文書への記載は省略しても良いようにも思う。記載することで文書のボリュームが増加し、本のようにになってしまう懸念があり、この点はバランスかと思う。
- ・ 確かに記載量を多くすることにより読み手の負担が大きくなることも懸念されるため、最低限必要な事項のみ追記する形とするのが良いかもしれない。

◇ DMO に対する取組の方針について

- これまで、DMO の施策としてマーケティングが重視され DMP の構築を推奨した結果、全国各地で DMP が数多く構築されているが、実際にこの DMP が活用され組織・機能が強化された DMO は限定的かと思う。その状態で、今後はマーケティングではなくマネジメントに注力し、ハンドブックに従い様々な指標を計測するように言われても、地域としては対応が難しく、厳しい状況にある。この溝をいかに埋めるかの議論が必要ではないか。
- ・ 非常に重要な指摘かと思う。この「意見集約」についても公表して終わりではなく、公表したからこそ見えてくる課題等もあると思う。今後、DMO、地域の現場を見ながら政策を改善し、DMO、地域と国が互いに育っていくことが必要な状況と考える。加えて、非常に難しい所ではあるが、地域の中で観光が基幹産業として重要視され位置づけが大きくなってきていることから、ある程度スピード感をもった成長も必要である。

◇ P.2「2. 観光地経営に求める事項 (1)住民の観光に対する理解促進」

- 1.47-48 に米国のある DMO は、地域住民の生活の質向上を第一の使命として活動を行っているという記載があるが、これは米国に限らず、他の国々や地域でも多くあるという事実は伝えておきたい。

◇ P.3「2. 観光地経営に求める事項」(2)観光地マネジメントの強化」

- 1.63-67 の DMO を Destination Management Organization に改める時期にきているという記載はその通りであるが、現在の日本の DMO は発展論の中にあり、まだマーケティングマネジメントも実施できていない DMO も多くあり、まずはマーケティングの取組から実施していく必要がある。現在の記載のままで良いが、この点も考慮した表現で記載されると良いかもしれない。
- 提案になるが、DMO という名を辞め、観光地域づくり法人で統一、若しくは、デスティネーション・オーガナイゼーションとしてはどうか。DMO という言葉がマーケティングなのかマネジメントなのか等、不可解な状況を引き起こしているように感じる。海外では DMO という言葉はほぼ聞かない。

- ・ デスティネーション・マーケティングの先進国である北米ではDMOという言葉はほとんど聞かない。デスティネーション・オーガナイズーションと呼ばれている。
- ・ どの地域においても必要な役割を自律的に自主的に実施していればよいということを基に考えると、マーケティングを中心に実施することが求められる地域もあれば、マーケティングだけでなくマネジメント全体を実施している地域や、初めからマネジメントが求められる地域もある。このような中で、マーケティングか、マネジメントかという議論をすることは、10年前にDMOを定義した時と変わらなくなってしまうのではないか。
- ・ 名称が独り歩きをする場合もあり、現時点で大きく変更することは難しいかもしれないが、今後も検討を続ける必要がある。
- かつて日本版DMOと言っていたDMOという言葉に対し、観光庁では観光地域づくり法人と日本語に訳し、その際、観光地域づくりの中にマーケティングとマネジメントが含まれていたように思っていたが、明確にはなっておらず、明文化もされていなかった。今回、初めてDMOが何を示すかが整理され、この点は地域側にも理解されるように思い、この点は重要だと感じている。

☆ P.10 「3. 組織経営に求める事項 (2)必要とされる人材の確保・育成」

- I.264-268の優秀な人材の確保には財源確保が重要となる旨の記載はその通りである。また、I.274-278の記載についてもその通りである。
 - ・ ある地方自治体に今後5年間の観光地のビジョン、中期計画を策定するにあたり外部に委託することを相談されたことがあるが、それでは、お腹が空いている中でジャガイモや魚をもらうことにしかならず、ジャガイモの栽培の仕方、魚の釣り方を教えてもらい、あとは自分でできるようになる必要がある。
- 人材、権限、財源、報酬はセットになっている。高報酬で成果が評価されるというのがガバナンスの効いた構造ではあるが、どのように実現するかが難しい。
 - ・ 財源の多くが補助金となっているDMOが、どのようにしたら補助金に依存しない財源を確保し、決裁権をもって税金を財源として使用できるようになるのか。この仕組みができていないDMOは日本にはほとんど存在しない。
 - ・ 実際に、宿泊税等の特定財源を導入しそれがDMOの財源に紐づけられている地域は少ない。
 - ・ 宿泊税においては、徴収方法についての議論はされている一方、使途の議論が曖昧になっている。負担金でDMOへ提供される形であればDMOに使途の決裁権はあるが、補助金で提供される形の場合、いかにガバナンスを効かせるか具体的な方法を例として示さなければ現場は解決できない。
- ガイドラインは改正、公表するだけでなく、いかに運用するかが重要である。例えば、地域において運輸局が運用を推進し、運用状況をチェックするのではなく、地域の関係者が集まりいかに運用するかを決定する会議を開催する等をしなければ運用されない。
 - ・ ガイドラインにもこのような記載が無く、ガイドラインを実効性のあるものとするには、誰が

運用し、いかに確実に成果を出すのか政策的に決める必要がある。過去のガイドライン改正時にも全国各地で説明会を開催したが、これまでに地域が理解し実効性のあるものとはなっていないのが現実である。

- DMO の人材確保の対応として 2 つ課題がある中の 1 つが女性の活用と考えている。日本においても米国のように、DMO における女性の起用を推進すべきと考える。もう 1 つは、外国語スキルの向上である。
 - ・ 海外、米国の DMO、デスティネーションマネジメントの会議では出席者の 8 割が女性である。一方、日本での比率は逆かそれ以上のように見える。米国のデスティネーションマネジメントにおいて女性が多く起用されている理由は、アファーマティブアクションによるものではなく、女性の方が特に、人の話を聞く能力が高いためである。
 - ・ 米国大手ホテル等では、マーケティングや、人事等、人の話を聞くことが重要となる職種は、部長等の管理職の過半数を女性が担っている。DMO でも職員の 8 割が女性、トップも半分以上女性である。
 - ・ 現在、DMO でも人手不足と言われているが、報酬を上げれば人材は確保可能であり、実際、米国ではパンデミックの後、ホテル業界で報酬を 6 割上げた結果、多くの雇用希望が来るようになった。日本では、大学で外国語を学び就職したものの現在は退職し、年収 200～250 万円で地方の通訳ガイドを実施している女性等もいる。今の日本の社会構造においては、このような人達は「優秀な人材」のレーダーに入っていない。こういった人達を DMO が雇用し、活用することができると良いと思う。
 - ・ 日本の DMO 業界の女性比率を上げていくことは重要だと考えている。地方にも海外生活の経験、言語スキルを持つ女性はいるものの、DMO や行政等との接点が無く、人材確保の対象に入ってきていない。この点は、域内の連携が十分ではないかもしれない。
 - ・ 外国語スキルの向上については、現在の日本の人口 1 億 2,400 万人に対し、世界の人口は 80 億人であり、日本人が世界に対し日本への来訪をアピールする際に日本語では世界人口の 1.5%にしか通じない。残りの 98.5%に伝えるには、外国語が必要になり、その中でも最も幅広く使える手段としての英語での専門知識習得を推進すべきと考える。
- 人材の確保、育成をいかに実施するかが重要であり、特に、経営職の専門人材、経営専門人材の確保が重要と考える。
 - ・ 企業では、経営者が変わった瞬間に企業のパフォーマンスが突然良くなることがあり、経営人材の確保、育成は最も注力すべき事項と考える。
 - ・ 特に、経営層の人材育成が現在弱い点であり、将来的に経営層になり得る中間層から経営層に対し、育成プログラムを実施することで一定の成果が出るように思う。なお、育成プログラムとしては、一定の臨界点を超えた教育をしなければ、「なんか良かった」で終わってしまう。理解して実行できるレベルの教育をどうやって施すかが最も優先度が高

い課題と考える。

- ・ 人材の確保、育成については、P.10 I.269 の記載のように、せっかく DMO が人材を確保しても DMO 上位層の方針がはっきりしない中、自身が進めたい取組を理解してもらえず辞めてしまうという事例も把握している。

◇ P.12 「5. おわりに」

- 今回の提言文書の中では、「5.おわりに」の記載が最も良いと思った。今後、各 DMO が役割・機能を明確にしていくということ以上に、観光庁においては DMO に関わる全ての施策を、全庁的な取組として推進が必要であることをインナーマネジメントの観点として強烈的なメッセージが記載されており、この点は国土交通省・観光庁の皆さんには一番理解していただき、しっかりと取り組んでいただきたいと思う。

◇ 資料 4 の取りまとめ方について

- 一点提案がある。今後、文書が公開された後、委員一同で読み解く会を開催し、質問や真意を直接問う機会を設けてはどうか。正しい解釈が世に広がるかと思う。
 - ・ 観光庁側でも検討いただきたい。
- 資料 4 については、今回の意見、指摘を踏まえ加筆修正をした上で公表をしていくことになるが、委員の皆様の同意が得られれば、この後の公表までのプロセスを座長一任としていただき、事務局（観光庁）にて加筆修正されたものの最終チェックを座長が実施し、事務局と最終案を作成、有識者からの意見集約という形で公表としたい。
 - 同意。[委員一同]
 - ・ 現在日本では、DMO が非常に注目されている一方、まだ多くの DMO は外部からの様々な多くの支援が必要であり、国や自治体等が DMO への支援に乗り出している。このような状況の中で、有識者会議として 8 回も検討、議論を重ねてきた事項を、有識者の意見として誤解なく伝える意味でも、この「意見集約」を観光庁とともに座長として最終化していきたいと考えている。

以上